

指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）の適正な普及について

平成13年3月12日 老発第83号
厚生労働省老健局長

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービスの一つである指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）は、今後急速に増加する痴呆性高齢者に対する支援対策の重要な柱であり、「ゴールドプラン21」においても整備を推進していくこととしているところであるが、痴呆性高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）は密室性が高く、利用者保護の体制整備が特に強く求められていることなどから、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号。以下「基準」という。）の一部改正（平成11年厚生省令第96号）において、管理者は痴呆介護に関する専門的な知識及び経験を有する者でなければならないこと、計画作成担当者の配置を義務づけること、一定の居室面積を確保すること、市町村が行う調査に協力しなければならないこと等の内容を指定の要件に追加したところである。

今般、介護保険法施行後のグループホームの運営及び整備の状況等を踏まえ、地域の需要を踏まえた整備の推進、サービスの質の一層の確保といった観点から、下記のとおり関連諸施策を推進することとしたので、貴職におかれては、介護保険法上の指定痴呆対応型共同生活介護事業者の指定に当たって十分留意するとともに、適切な指導監督を行っていただくようお願いしたい。

また、管内市町村に対し、本通知の趣旨の徹底を図るとともに、十分な連携体制が図れるよう御配慮

いただきたい。

なお、介護保険法上の指定の際の具体的な要件等について、下記の内容を踏まえ「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）の一部改正をあわせて行うこととしているので、念のため申し添える。

記

1 指定要件の改正等に係る事項

(1) 住宅地等への整備促進等

グループホームの整備を促進する上で、基準第166条第3項に定める家族との連携や地域との交流を確保する観点から、その立地について、基本的には次のいずれかの地域に限定することとする。また、その要件の確認については市町村の関与を求めることとする。

ア 都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められた地域（工業地域及び工業専用地域が定められた地域を除く。）

イ 用途地域が定められていない地域の中で、幹線道路沿いや駅前、農山村等の集落地域内など、地域の住宅地の中にあるのと同程度に家族や地域との交流が確保されていると認められる地域介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設等に併設するグループホームについ

ては、当分の間、 の条件によらないことができるものとする。

共同生活住居において家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮する観点から、複数の共同生活住居を設置する場合については、3ユニットを超えることは望ましくないこととする。

(2) 管理者及び計画作成担当者の研修の義務付け

グループホームの管理者及び計画作成担当者については、基準第157条第5項及び第158条第2項に定める両者に必要な知識・経験等を確保する観点から、「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）に基づき都道府県及び指定都市が実施する「痴呆介護実務者研修」のうち基礎課程を受講することを義務付けることとする。

また、計画作成担当者については、上記に加えて「痴呆介護実務者研修」のうち専門課程を受講するよう努めることとする。

(3) サービス評価の義務付け

グループホームにおいて提供されるサービスの内容等について、基準第163条第6項に定める質の評価の実施を担当する観点から、グループホームに関し特に定められた一定の評価基準による評価を行った上でその結果を公表することを義務付けることとする。

(4) 情報公開の義務付け

介護保険法第23条に基づく市町村の調査への対応、同法第76条に基づく都道府県知事の報告徴収への対応、基準第173条により準用する第32条に基づく重要事項の住居内掲示等の実効性を上げる観点から、グループホームを運営する上で事業者が情報公開を行うべき事項（管理者及び計画作成担当者の資格・研修の履修状況、利用者が負担する料金等）を定め、それらの項目について都道府県、市町村、サービス利用者等に対して情報提供を行うことを義務付けることとする。

2 都道府県及び市町村における連携、指導監督等

グループホームについて、地域の需要を踏まえた整備の推進、介護サービスの質の一層の確保といった観点から、都道府県及び市町村においては、事業者の指定、指導監督等に当たり以下の点に留意の上、十分な連携を図ることとされたい。

(1) 市町村の関与

事業者の指定を行う都道府県だけでなく、より身近な市町村がグループホームにおける介護サービスの提供状況を確認するため、事業所の所在地の市町村は、介護保険法第23条に基づき、必要に応じて文書の提出等を事業者に求め、又は当該事業者の職員に質問若しくは照会をさせるほか、管内の事業者に対する定期又は随時の立入調査を実施するなど、介護サービスの提供状況等についての情報収集を常時行うよう配慮すること。

また、事業者と、利用者の家族や地域との交流を促進する観点から、市町村が家族介護教室などを開催するに当たっては、グループホームを活用するよう配慮すること。

(2) 都道府県知事の指定に当たっての市町村との連携

都道府県知事は、指定痴呆対応型共同生活介護事業者の指定に当たり、事業所の所在地の市町村に対して、以下の内容について意見を求めるとともに、必要に応じて、指定前に実地調査を実施し、基準が満たされていること、適正な運営を実施する体制が確保されていること等について確認すること。

事業所の整備区域

運営体制や家族・地域と交流機会の確保状況

市町村との連携体制の確保状況（情報提供の同意、介護予防事業の受託等）

その他指定に関し必要と考えられる事項

(3) 都道府県及び市町村による情報提供

事業者から提供された情報内容については、利用希望者やその家族等が活用できるよう、閲覧資料の整備、インターネットによる情報提供等の対応を行うこと。

(4) 都道府県の指導監査等に当たっての留意事項
都道府県は、市町村と十分に連携し、市町村が立入調査等で収集した情報を事業者に対する指導監督の際には十分活用するとともに、市町村から収集した情報に基づき必要と判断した場合には、随時実地指導を実施するなど、迅速な対応に努めること。

また、平成13年度における指導監査にあたっては、

今般の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）の改正内容について、既存の指定痴呆対応型共同生活介護事業者を対象にした「集団指導」を実施するとともに、当該改正内容に基づく事業運営が適切に実施されるよう、平成13年皮内に一度は必ず実地指導を行うこととされたい。

痴呆性高齢者グループホームの適正な普及について

平成13年3月12日 老計発第13号
厚生労働省老健局計画課長

痴呆性高齢者グループホーム（指定痴呆対応型共同生活介護）の適正な普及を目的として、今般、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号。以下「通知」という。）の一部改正が行われたところであるが、それらに係る技術的な事項に関し、下記のとおり定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 管理者及び計画作成担当者の研修の義務づけについて

(1) 通知第12の2(2)及び(3)に定める「別に定める研修」として管理者及び計画作成担当者に受講を義務付ける研修は、「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保

健福祉局長通知）及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知）に基づく痴呆介護実務者研修のうち基礎課程とする。

(2) 上記に加え、計画作成担当者については、痴呆介護実務者研修のうち専門課程を受講するよう努めるものとする。

2 通知第12の4(12)に定める意見書の様式については、別添1のとおりとし、情報公開の項目については、別添2のとおりとする。

3 通知第12の4(4)に定める各都道府県の定める基準についての基本的な考え方は、別添3のとおりとして、評価項目等の参考例については、貴職あて別途通知することとしていることを申し添える。

(中略)

痴呆性高齢者グループホームの評価について

痴呆性高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）については、ゴールドプラン21において示されたサービス提供見込害として平成16年度には全国で3200カ所が整備される予定であり、今後その急速な増加が見込まれているところであるが、そのサービス形態から外部の目が届きにくく、閉鎖的な空間になる危険性が高いとの指摘がなされている。また、多様な主体が介護保険法上の事業者の指定を受けることが可能であることもあり、未だ十分に普及していない面もあるがグループホームの理念や痴呆介護についての基本的な認識を様々な事業者間で共有し、ケアの質について一定の標準化を行う必要があることも指摘されている。

そこで、グループホーム事業者自らがグループホームの現状を多角的に分析して改善すべき点を発見し、質を高めるための契機とするために評価を行うこと（自己評価）や、同様の項目について外部の第三者による客観的な観点からより精度の高い評価を行うこと（第三者評価）が強く求められ、今般、平成13年度からグループホーム事業者による自己評価を、評価体制の整備状況を見定めつつ平成14年度から第三者評価を実施することとしたものである。

については、各都道府県の担当部局におかれては、次のとおりの基本的な考え方等及び評価項目の枠組みに基づき、平成13年度の可能な限り早い時期に自己評価についての評価項目等を策定された上で、管内のグループホームに対してお示しいただきたい。また、第三者評価については、自己評価の評価項目の中で、専門的、客観的な項目を中心に評価項目を定めていただく予定であるが、具体的な第三者評価の実施方法については、義務づけのための精度改正を行う際に併せてお示ししたい。

なお、現在、特定非営利活動法人全国痴呆性高齢者グループホーム協会により「痴呆性高齢者グループホームの質の評価のあり方に関する研究事業」が実施されているところであり、その研究結果がとりまとめられ次第、これを参考に、厚生労働省において各都道府県において定めるべき具体的な評価項目

等の参考例を策定し、各担当部局にお送りすることとしている。

1 評価の最終目的について

- (1) 入居者及び家族の安心と満足の確保を図ること
- (2) ケアサービスの水準を一定以上に維持すること
- (3) 改善点を明確にし、改善に向けた関係者の自発的努力と体制づくりを誘導すること
- (4) 継続的に評価を行うことを通じて、関係者による自主的な研修等によるケアの向上を促す教育的効果をねらうこと
- (5) グループホームに対する社会的信頼を高めること

2 評価項目の構成及び各項目の内容の概略

(1) 運営理念

グループホームが求められる役割を果たし、健全な経営を確保していくために、事業者は、明確な方針と目標を定めなければならないが、それらについて文書を交付して説明が行われ、職員や利用者等に徹底されているかどうか。

(2) 生活空間

施設・設備の安全面や衛生面はもとより、利用者の状態の安定と心身機能を促進し、地域との交流を図りながら通常の生活を送る権利を保障するための生活空間づくりの重要性を認識し、適切に行っているかどうか。

居室や共用空間及び外観も含めて、自宅に代わる在宅としての家庭的な雰囲気づくりがなされているかどうか。

(3) ケアサービス

グループホームの中で統一的かつ効率的なケアを提供するために、介護計画や記録・申し送りの大切さが認識され、これらの一連の課程が適切に行われているかどうか。

介護計画について、職員や利用者等が共同で取り組み、必要に応じて見直しが行われているかどうか。

個々の利用者の特徴を踏まえ、その尊厳と権利が守られた適切な介護が行われているかどうか。

利用者の状態の安定と心身機能を促進する観点から、身体介護、生活支援、心身の機能回復に向けた支援、医療機関の受診支援、入居者同士の交流支援、入居者と家族との交流支援等が適切に行われているかどうか。

設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第173条により準用される基準第8条に基づき・利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上説明するものとする。また、同第32条に基づき、共同生活住居内の見やすい場所に同評価結果を掲示するものとする。

（4）運営体制

事業主、管理者及び職員が一体となって、サービスの質の向上に向けた運営に取り組んでいるかどうか。

サービスを提供するための人員体制や実質的なバックアップ体制が整えられているかどうか。

入退居を利用者等と合意しながら適切に行っているかどうか。

グループホームに通じた人材の確保や育成を図るとともに、職員の就業環境の整備が図られているかどうか。

情報の管理と開示、サービスの内容を継続的にチェックする体制が確保され実施されているかどうか。

家族や地域の人々、及び行政と連携を図りながら運営が行われているかどうか。

3 評価を行う上での留意点について

（1）今回導入するグループホームの評価は・各グループホームの欠点をことさらに指摘したり、方的な外部からの指導を行うことを目的とするものではなく、グループホームをより良くしていこうという視点に立った改善に向けての支援という形で行われるものであり、評価を通じて、グループホーム関係者が自己研鑽を推進していくことを積極的に誘導していくことを目指すものである。

（2）都道府県より評価項目を示されたグループホームは、同項目に基づき自己評価を行い、その結果については、「指定居宅サービス等の事業の人員、